

改 正 後	現 行
<p>1 計画概要書等の提出</p> <p>都道府県知事は、災害復旧事業に併せて災害関連事業（以下「関連事業」という。）を実施しようとするときは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（以下「令」という。）第1条の4の規定による災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書（以下「計画概要書等」という。）に別記により関連事業の計画概要を記載して地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下3、<u>5の(1)及び7</u>において同じ。）に提出するものとする。</p> <p>ただし、災害復旧事業として計画概要書等を提出したもののうち関連事業とすることが適当と認められるものについては、当該計画概要書等をもって関連事業の計画概要を記載したものとみなす。</p> <p>2～6 （略）</p> <p><u>7 事業の監督</u></p> <p><u>地方農政局長は、関連事業により補助を受ける都道府県知事に対して、当該都道府県が行う関連事業又は関連事業を行う者に対してする当該都道府県の補助事業を適正に実施させるため、必要な検査を行い、報告を求め、又は当該事業の実施に関し必要な指示をすることができる。</u></p> <p><u>8 その他</u></p> <p><u>関連事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないと</u></p>	<p>1 計画概要書等の提出</p> <p>都道府県知事は、災害復旧事業に併せて災害関連事業（以下「関連事業」という。）を実施しようとするときは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（以下「令」という。）第1条の4の規定による災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書（以下「計画概要書等」という。）に別記により関連事業の計画概要を記載して地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下3<u>及び5の(1)</u>において同じ。）に提出するものとする。</p> <p>ただし、災害復旧事業として計画概要書等を提出したもののうち関連事業とすることが適当と認められるものについては、当該計画概要書等をもって関連事業の計画概要を記載したものとみなす。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

きは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別記 (略)

別紙様式第1・別紙様式第2 (略)

別紙 農業用施設災害関連事業採択基準 (略)

別記 (略)

別紙様式第1・別紙様式第2 (略)

別紙 農業用施設災害関連事業採択基準 (略)

#### 附 則

この通知は、令和5年5月26日から施行する。